

# 平安貴族社会における女性の漢才評価と書状

野田 有紀子

はじめに

律令国家において漢学は官人養成や職務遂行のための公的な学問と位置づけられ、男性官人には必須の教養とされた。そのため男性官人の漢才は、大学寮での成績や官吏登用試験の答案が審査され、職務上でも漢学の知識が要求され、公私の詩宴で漢詩文の優劣が判じられるなど、絶えず貴族社会に公開されて公的および私的な評価を受ける性格のものであった。これに対して女性の場合は大学寮教育や官吏登用試験の対象外であり、たとえ漢籍に触れて漢学を習得しうる環境や才能に恵まれたとしても、その漢才を発信し活用する機会は稀であった。これが平安中期になると女性の漢才が貴族社会からの評価を獲得し、漢才をもって宮中女房などとしての職務を遂行するまでに至る<sup>1</sup>。貴族社会の女性は日常も閉鎖的環境に置かれ、ほかの貴族男女と直接対面する機会もそれほど得られなかつたにもかかわらず、女性の漢才の評判が貴族社会に広まり評価されるようになった背景には、女性が交わした書状が重要な役割を担っていたと考えられる。当時、書状は必ずしも送った相手のもとに留められず、しばしば周囲に回覧され、漢才を含めた教養や人柄などさまざまな観点から評価を受けた。すなわち平安貴族社会において書状は、女性の漢才に関する情報伝達媒体および判定材料として機能して

いたと言えるだろう。

そこで本稿では、日本古代の女性が極めて制約の多い環境の下で漢籍に触れ漢学を習得していき、やがて平安貴族社会から漢才をもって評価されるに至った過程を、その背景にあった書状の機能に注目しつつ明らかにしたい。まず第一章で、日本古代において女性がいかにして漢学を習得し、どのような形によって漢才を発信して貴族社会からの評価を得るようになったのかを確認する。つづく第二章では、その過程で書状が果たした情報伝達媒体および判定材料としての機能を考察し、最後に平安貴族社会において女性の書状が回覧され評価されることの社会的背景および意義について論じようと思う。

## 第一章 日本古代における女性の漢学習得と評価

### (1) 女性と漢学習得

古代中国において漢学はおもに男性の学問とされ、女性は科挙受験や官学教育の対象外であった。ただし、唐代の上層家庭では男子のみならず女子にも、女性としての礼を身につける等の目的で漢籍教育が施されていたことが知られる。士大夫や読書人家庭の女子は七歳前後から字を覚え、『詩経』や三礼（『礼記』『儀礼』『周礼』）といった儒家の経典を学び、また商人・庶民などの家でも文を習い書を読む女子が少なくなかった。<sup>②</sup>後宮でも文才等によって特に選ばれて入宮した者があり、たとえば宋氏五姉妹は『女論語』を共同撰述するなど文章・経史の才に恵まれ、徳宗の詔により入宮した。なかでも次女若昭は歴代皇帝から先生と尊称され、后妃や諸王・公主などから師と仰がれ、尚宮を押し梁国夫人に封じられた（『大唐内学史広平宋氏墓誌銘并序』、『旧唐書』巻五一・后妃伝上・女学士尚宮宋氏）。また徐賢妃は四歳にして『論語』『毛詩』を誦し、八歳にして文章を良くし、経書・史書をあまねく修めたといひ、その評判を聞いた太宗が召して才

人とした(『旧唐書』卷五一・后妃伝上・太宗賢妃徐氏)。ほか后妃や公主たちも漢詩を詠み、宮中サロンを主宰もしくは参加している。ただし宮人の多くは本人もしくは親族の罪科により没入され、ほぼ一生を厳重に閉鎖された環境のもとで過ごすものも多かったため、幼少期に没入された唐代宮人の教育は後宮内で行われる必要がある、習芸館などの教育施設が設けられ、掖庭局所属の宦官らが宮人に書・算・諸芸の教習を掌った(『唐六典』卷一一・内侍省掖庭局、『旧唐書』卷四三・職官志二・中書省)。

一方、古代の日本では、漢学はあくまでも官人養成や職務遂行のための公的な学問と位置づけられた上、学問および教育水準に関して唐とは圧倒的な差が存在し、さらに漢籍は母国語ではなかったこともあって、女性が漢籍に触れ漢学を習得することは唐に比してはるかに困難であったと考えられる。ただしこうした厳しい状況下においても、一部の女性たちは漢籍に触れ習得する機会を手にしてきた。奈良時代には皇太子阿倍内親王(孝謙天皇)が東宮学士吉備真備から『礼記』および『漢書』の講義を授けられている(『続日本紀』宝龜六年(七七五)一〇月壬戌条薨伝)。東宮学士とは、東宮への「執経奉説」(儒教の經典を講説すること)を職掌とする官であり(東宮職員令I東宮傳条)、阿倍内親王は女性であっても皇太子としての漢籍教育を受けたのである。また正倉院御物として、その母光明皇后が臨書した『楽毅論』(三国魏の夏侯玄著、東晋の王羲之書写)および『杜家立成雜書要略』(隋末唐初の書簡文例集)が納められている。これらは内容理解というより書道テキストとしての利用とも考えられるが、高位の皇族・貴族層の女性の間では、何らかの形で漢籍に触れる機会が少なくなかったのである。

また、正倉院文書として伝わる天平年間の「読誦考試歴名」は、優婆夷(女性の在家信者)または出家人の考試に関する文書とみられ、歴名の女性たちは下級官人もしくは地方豪族の一族と考えられている<sup>3)</sup>。彼女たちは、「佐日惣能 法花 経一部」「上君五月 唯識論一部」「佐紀方名女 最勝王経一部」のごとく漢訳仏典を読誦したが、このうち丹比真人気都という女性だけは仏典『百法論』のほか、『毛詩』『論語』を「読」み、『毛詩』『孝経』および初唐詩人駱賓王の漢詩集を

暗「誦」している。

丹比真人気都 誦 毛詩上帙 論語十卷

誦 毛詩三卷 孝經 駱賓王集一卷

百法論

〔大日本古文書〕二四卷五五四頁、続々修二六帙五裏〕

この天平期には中央だけでなく地方にまで『論語』等の経書や『文選』等の漢文学、『千字文』などの幼学書が普及していたことが知られており、官人や豪族の邸宅内にそうした漢籍が収蔵され、子弟への教育が行われていたと考えられる。平安中期の紫式部が少女時代に、文人である父藤原為時が弟に漢籍教育を施すのを旁らで聞いて学習したという逸話が残るが（『紫式部日記』）、この丹比真人気都もおそらく、邸宅内で兄弟等の男子が漢籍教育を受けている側で聞き覚えたか、もしくは邸宅内に収蔵されていた漢籍を自ら読むなどして習得したのではないだろうか。すなわち天平年間には、高位の皇族・貴族層の女性だけでなく、下級官人および地方豪族層の女性の一部も漢籍に触れ、習得しうる環境にあったと推測できよう。ただし、「読誦考試歴名」の女性ほぼ全員に「中」「文中」「音中」「上」「中下」といった評価が書き加えられているなかで、丹比真人気都への評価は確認できない。今回は優婆夷もしくは出家人の考試の場であったため、『毛詩』『論語』『孝經』『駱賓王集』といった仏典以外の漢籍読誦は評価対象外とされた可能性がある。

なお、律令国家において女性は大学寮教育や登用試験制度の対象外であったが、そのなかで唯一、女医は医学漢籍に基づいて養成され、試験を受け、職務を遂行した。医疾令は女医養成課程について、唐医疾令をおおよそ継受するかたちで、次のように規定する。

女医、取<sub>レ</sub>官戸婢年十五以上、廿五以下、性識慧了者卅人、別所安置。謂、内薬司側、造<sub>レ</sub>別院安置也。教以<sub>二</sub>安胎産難及創腫・傷折・針灸之法<sub>一</sub>、皆案<sub>レ</sub>文口授。謂、女医不<sub>レ</sub>誦<sub>二</sub>方経<sub>一</sub>、唯習<sub>二</sub>手治<sub>一</sub>。故博士於<sub>二</sub>其所<sub>レ</sub>習、案<sub>二</sub>方経<sub>一</sub>以<sub>二</sub>口授<sub>一</sub>也。案<sub>二</sub>唐令<sub>一</sub>、博士教<sub>レ</sub>之。今於<sub>二</sub>此令<sub>一</sub>、雖<sub>二</sub>文不<sub>レ</sub>言<sub>一</sub>、而博士教授。但按摩・針灸等、其業各異、須<sub>二</sub>当色博士各教授<sub>一</sub>、即試昇令<sub>二</sub>当色試<sub>一</sub>。毎<sub>レ</sub>月医

博士試、年終内業司試。限<sup>二</sup>七年<sup>一</sup>成。

〔政事要略〕卷九五・至要雜事五下・学校事下所引医疾令女医条)

さらに養老五年(七二一)一〇月、勅により令外官たる女医博士の設置が指示され、翌六年、女医博士が内業司に置かれる。おそらくこのころまでに最長七年かかる女医養成が軌道に乗り、女医としての医療業務が本格的に開始されていたであろう。実際に平城京長屋王邸跡からは、女医に米を支給する旨を記した木簡が数点出土している。<sup>6)</sup>

ただし日唐とも、男性である医生が『甲乙』『脈経』『本草』といった医学漢籍を読み、『張仲景』『小品』『集驗』などを兼習し、また針生が『素問』『黄帝針経』『明堂』『脈訣』を読み、『流注』『偃側』『赤烏神針』などを兼習するのに対し(復原唐医疾令医針生受業条、および『政事要略』卷九五所引医疾令同条)、女医の場合は安胎産難・創腫・傷折・針灸の治療法ついて医学漢籍を直接講読するのではなく、「案文口授」「不読方経、唯習手治」とあるごとく、医博士・針博士・按摩博士ら各医学教官から、医学漢籍の内容を口頭で教授され、手技のみを習うのである。これは女医が官戸婢・官婢から採られたため医学書を読解できなかったことによる規定というよりも、唐代において女医にはそれほど高度な医療知識および技術が必要とされていなかったことによるものと考えられる。しかしながら唐代と異なり、女性への漢籍教育がかなり限定されていたと考えられる奈良時代の日本においては、口授とはいえ漢籍の知識を医博士らから数年間にわたって教授されて養成され、毎月および年末に試験を受け、その知識に基づいて職務を遂行した女医の存在は、唐以上に特異な位置づけであったと言えるのではないだろうか。

やがて平安初期になると、嵯峨朝を中心とする弘仁・天長期には、「文章経国」の理念のもと漢詩や漢文学が国家の運営を支える根幹と位置づけられたとされ、大学寮で学び登用試験を経て出身した官人(とくに文章科出身の文人)が重用され政治の中核で活躍するようになった。宮中や行幸先ではしばしば天皇主催の詩宴が催され、幅広い階層が集って賦詩を行ったが、そこには女性たちも参加し漢詩を披露した。勅撰漢詩集である『文華秀麗集』(弘仁九年、八一八年)には

姫大伴氏の「晚秋述懐」、さらに『経国集』（天長四年、八二七年）には有智子内親王の「奉<sub>レ</sub>和<sub>二</sub>除夜<sub>一</sub>」「奉<sub>レ</sub>和<sub>二</sub>春日<sub>一</sub>」作<sub>一</sub>」「奉<sub>レ</sub>和<sub>二</sub>巫山高<sub>一</sub>」「奉<sub>レ</sub>和<sub>二</sub>関山月<sub>一</sub>」「奉<sub>レ</sub>和<sub>二</sub>漁歌<sub>一</sub>」、および惟氏の「奉<sub>レ</sub>和<sub>二</sub>擣衣引<sub>一</sub>」「奉<sub>レ</sub>和<sub>二</sub>除夜<sub>一</sub>」「和<sub>二</sub>出雲巨太守茶歌<sub>一</sub>」<sup>〔巨勢謙人が〕</sup>といった女性の漢詩作品が収められている。このうち有智子内親王は嵯峨天皇第八皇女で、『史記』『漢書』に通じ漢文を善くした。賀茂斎王であった弘仁一四年に嵯峨天皇が行幸し、文人らとともに詩宴を催した際には、塘・光・行・蒼を韻とする七言律詩に天帝への感謝を見事に詠みこんだので、感嘆した天皇は三品を授け、「忝以<sub>二</sub>文章<sub>一</sub>」著<sub>二</sub>邦家<sub>一</sub>」（文章によって国家経論を示す）で始まる七言絶句と、文人を召す料を賜ったという<sup>〔続日本後紀〕</sup>承和一四年（八四七）一〇月戊午条薨伝）。また姫大伴氏および惟氏は嵯峨朝に仕えた女官と推測されている。<sup>〔8〕</sup>なお『経国集』は全二〇巻のうち現存は計六巻のみであるため、さらに多くの女性が詩宴に参加して漢詩を披露し評価を受けていた可能性がある。こうした女性漢詩人は男性官人とともに公的な詩宴に参加し奉和詩を賦して賞賛され、さらに勅撰漢詩集に選ばれるなど、男性と同様の評価を受けた。ただし、この時期に残された女性漢詩は嵯峨天皇との奉和詩がほとんどで、女性が詩宴に参加し天皇や男性官人らと漢詩を詠み交わす行為も、嵯峨天皇周囲のごく一部のみで行われた可能性が否定できないとされる。<sup>〔9〕</sup>漢学はあくまでも律令国家の官人養成や職務遂行のための公的な学問と位置づけられていたため、女性はたとえ漢学の知識や教養を習得しうる環境や漢才に恵まれたとしても、そうした漢学の知識や教養を直接的に外に向けて発信したり、漢才を以て活躍したりする機会はまだまだ限られていたのではないだろうか。

これが一〇世紀以降の平安貴族社会になると、漢籍の知識や漢詩の才能を直接的に発信するのではなく、仮名文字や和文といった新たな形に変換し表現することで、漢才を以て貴族社会で活躍する女性が登場しはじめる。仮名文字や和文が普及した九世紀末から一〇世紀前半にかけては、漢文学の文学性をどのように和文に表現するかが模索された時期であり、たとえば大江千里『句題和歌（大江千里集）』（寛平六年（八九四）成立）は『白氏文集』等の秀句を和歌に翻案した作品集である。また紀貫之『土佐日記』（承平五年（九三五）ごろ成立）は「男もすなる日記といふものを、女もしてみ

むとてするなり」で始まるように、紀行文を公的な性格を帯びる漢文ではなく、私的な性格が強い和文で記述する上で、女性作者に仮託した実験的作品であった。

これらとはほぼ時を同じくして、『倭名類聚抄』（承平四年ごろ成立）が編纂される。醍醐天皇皇女勤子内親王（源高明同母姉、藤原師輔室）は父帝崩御後、さまざまな字体に通じて万物を表す漢字に興味を持つようになった。そこで外戚（再従弟）源順に、漢文学を読む際の疑問を解決しうる、和語を知るための手引きの編纂を依頼する。源順はその命に従い、「雨、説文云、水従<sub>レ</sub>雲中<sub>一</sub>而下也、音禹、和名阿女」（巻一）、「腰輿、唐令云、行障六具分<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>夾<sub>レ</sub>車、其次腰輿、和名太古之」（巻一一）。「簾、野王曰、簾、音廉、和名須太礼、編<sub>レ</sub>竹帳也」（巻一四）のように、まず万物に関する漢語で項目を立て、それに和漢の書籍から説明を加え、さらに万葉仮名で和名を付けるといふ、実用的で簡易な漢和対訳辞書を編纂した。項目には日常で用いる言葉も多く含まれ、漢詩作製が目的ではなく、通俗小説などを含むさまざまな漢文学を読むための参考書であった。当時の貴族社会の女性はさまざまな漢文学作品に触れる機会に恵まれ、それらを読みこなす教養が求められていた。さらにそうした漢文学の文学性を和文として表現したいという欲求が女性たちの間にも沸き起こりつつあったのである。

やがて一〇世紀後半になると、仮名文字および和文による女流文学が次々と生み出されていくが、それらの作品にも漢文学からの強い影響が認められている。女流日記文学の嚆矢とされる藤原道綱母（倫寧女）『蜻蛉日記』（天延三年（九七五）前後成立）には、「西王母」など中国の伝説や、「衣錦還郷」などの故事の引用、漢文的な表現や語彙が多く見出せる。漢詩からの引用は漢文そのままではなく和文文化され、たとえば「夜長うしてねぶることなければ」（上巻）は「夜長無<sub>レ</sub>睡天不明」（『白氏文集』巻三・上陽白髮人）の、また「暖かにもあらず、寒くもあらぬ風」（下巻）は、「不明不闇朦朧月、非<sub>レ</sub>暖非<sub>レ</sub>寒慢慢風」（同巻一四・嘉陵夜有<sub>レ</sub>懷）の和文文化を試みたものとされる。なお、こうした漢詩名句は漢籍から直接ではなく、その多くが漢詩名句集『千載佳句』（大江維時、一〇世紀前半成立）などからの引用と指摘され

ている。<sup>12)</sup> すなわち、仮名文字および和文による女流文学興隆の背景には、女性が習得した漢学の知識や教養が存在するのである。

以後、平安貴族社会においては、女性が漢学の知識を漢字や漢詩文などそのままの形で発信するのではなく、仮名文字および和文といった新たな形に変換して漢才を発揮することで貴族社会からの評価を獲得していく。次節では、平安貴族家庭において、女子がどのような初等教育を受け、漢学の知識や教養を吸収していったのかを確認したい。

## (2) 平安貴族家庭における女子初等教育と漢学

貴族家庭における男子の初等教育は、まず『蒙求』『千字文』『李嶠百詠』といった幼学書を暗誦し、同時に「難波津」「浅香山」の歌などを手本として手習いを始める。やがて七歳前後になると「読書始」を行うが、これは博士の指導のもと『孝経』『史記』といった漢籍をはじめて読むという、正式な初等教育開始を告げる儀式である。藤原師輔『九条殿遺誠』（一〇世紀中ごろ成立）では、「凡成長頗知『物情』之時、朝読『書伝』、次学『手跡』。……元服之後、未<sub>レ</sub> 趁<sub>二</sub> 官途<sub>一</sub> 之前、其所為亦如<sub>二</sub> 此<sub>一</sub>」のごとく、男子は官人として出仕するまでは、毎朝漢籍を読み、ついで手習いをすべきとされた。平安中期の文人源為憲は、藤原為光の子松雄君（藤原誠信）のために幼学書『口遊』<sup>くわすま</sup>（天禄元年（九七〇）成立）を著したが、その序文には「吏幹之備」（官人としての仕事に必要な事柄）や「朝廷之儀」（朝廷の儀礼）と無関係であるものを排除して、経籍の文章や古老の教えの中で朝廷でも民間でも役に立つようなものを集成し一巻の書物とした、とある。つまり男子の場合、初等教育の目的とは、朝廷に仕える官人となるために役立つ知識や教養を身につけることにあると認識されていた。『倭名類聚抄』序文にも、勤子内親王の言葉として、「我聞思<sub>二</sub> 拾芥<sub>一</sub> 者、好探<sub>二</sub> 義実<sub>一</sub>、期<sub>二</sub> 折桂<sub>一</sub> 者、競採<sub>二</sub> 文華<sub>一</sub>」（高位高官につこうと思う者は、好んで書物の教えを学び、競って華麗な文章を求めるということだ）とある<sup>13)</sup>。漢籍や漢詩文の知識は榮達を図ろうとする男性官人が身につけるべき教養と見なされていた。

これに対して女子の場合は、手習いに関しては男子とほぼ同様に学習が始められ、漢字や漢文も習得されたが、男子に對するような積極的な漢籍教育は一般には施されなかったらしい。村上天皇の女御藤原芳子は、幼いころ父師尹から、「一つには御手を習ひたまへ。次には琴の御琴を、人よりことに弾きまさらむとおほせ。さては古今の歌二十卷をみな浮かべさせたまふを御学問にはせさせたまへ」との教えを受けたといひ（『枕草子』二一段・清涼殿の丑寅の隅の。以下同書引用は新編日本古典文学全集による）、当時、入内が予定されているような上流貴族女子の「学問」とは、手習い・琴（古琴）および和歌知識の習得とされていた。漢学はあくまでも官人になるための学問であったため、女子の場合は、すくなくとも表向きは、積極的に学習される機会は多くなかったたのであろう。

ただし貴族社会のなかでも、とくに文人家庭では女子もある程度、本格的な漢籍教育を受けられる環境に恵まれていた。たとえば文人高階成忠は大学頭や東宮学士を勤めるなど非常に優れた漢才の持ち主として名高かったが、その娘貴子は円融朝に宮中女房として出仕し、女ながら漢字なども実に見事に書いたので内侍に任じられ、「高内侍」と呼ばれた。「まことしき文者」（本格的な漢詩人）として知られ、御前の詩宴に召されて漢詩を奉るほどで、いいかげんな男よりずっと優れた出来映えという評判であった。さらに、「母北の方の才（漢才）などの、人よりことなりければにや、この殿の男君達も女君達も、みな御年のほどよりはいとこよなうぞおはしける」とあり、夫藤原道隆との間に生まれた息子や娘にもしっかりとした漢籍教育を施したようである。長女である一条天皇中宮定子はたいへん豊かな漢学の知識を身につけていたことが、その女房清少納言の著『枕草子』からも十分うかがえる。三女は冷泉天皇皇子帥宮（敦道親王）の妻となり、帥宮主催の詩宴で漢詩の優劣をたいそう声高らかに判じるなどした。「二位（高階成忠）の新発の御流にて、この御族は、女も皆、才のおはしたるなり」のごとく、高階成忠の子孫は男子のみならず女子もみな相当な漢才の持ち主だと評価されていた（『栄花物語』第三・さまざまのよろこび、『大鏡』道隆）。

また、文人として名高い大江匡衡は、娘の江侍従が生まれたとき、乳母の乳の出が悪いので、「はかなくも思ひけるか

なちもなく博士の家の乳母せんとは」(乳(知)もなく文章博士の家で乳母をしようだなんて)と妻の赤染衛門に詠みかけているが(『後拾遺和歌集』一一二七)、これは文人家庭では女子にもある程度、本格的な漢籍教育を施すという特殊な気概を反映したものではないだろうか。

以上のように文人家庭において女子にもある程度、本格的な漢籍教育が行われた要因のひとつに、一〇世紀以降、学問の家として固定化・世襲化の傾向が高まったことがあげられよう。平安中期、藤原氏による摂関体制が強固になるにつれ、文人は政治の中枢から締め出され政治的地位は低下し、職務は経国治世とは関係のない文章や漢詩の作製などへと矮小化する<sup>15</sup>。こうしたとき文人は権力者の要求に応えるという新たな存在理由のために、家庭において子弟に幼少期から専門文人養成のための漢籍教育を施す体制が強化・徹底され、女子も経籍やその講義に比較的容易に触れられる環境に置かれたと考えられる。さらにそうした文人家庭には漢詩を作るための名句集や類書、また唐代伝奇小説や絵草子の類も豊富に収蔵されていたであろうから、さまざまジャンルにわたる漢文学作品の文学性を潤沢に吸収できたのであろう。女流文学として名高い『蜻蛉日記』(藤原道綱母・倫童女)や『更級日記』(菅原孝標女)なども漢学の教養が強く表れていることが指摘されているが、ともに作者は文人の娘である。

ただし当時の貴族社会においては、たとえ文人家庭であっても、女性が漢学を習得することは必ずしも肯定されていたわけではなかった。御前の詩宴に漢詩を奉るほど本格的な漢才に恵まれていた高階貴子であっても、『女のあまりに才かしききは、もの悪しき』と、人の申すなるに、この内侍、後にはいといみじう墮落せられにしも、その故とこそはおぼえはべりしか』のごとく、女性があまりにも漢才にすぐれているのは良いことではなく、夫道隆の死後、息子の伊周・隆家が罪を得て地方官に左遷されるなど不幸に見舞われて零落したのもそのためだったと批判されている(『大鏡』道隆)。

また、紫式部は弟藤原惟規が父為時から漢籍講義を受けている間、いつも旁らで聞き習っていて、弟がうまく読めない箇所も早く理解したので、父為時は、「口惜しう、男子にて持たらぬこそ幸ひなかりけれ」と嘆いたというが(『紫式部日

記)、このことは文人家庭にあっても女子への漢籍教育は男子のついでとして行われたに過ぎず、しかもいくら高度な漢才を身につけたとしても、女性ではそれを職務として十分に發揮できず栄達も望めないので無意味だと見なされていたことを示すものであろう。紫式部に仕える女房たちも、「おまへはかくおはすれば、御幸ひはすくなきなり。なでふをんな(漢書)か真名書は読む。むかしは経読むをだに人は制しき」(女の身でそのように漢籍など読んだりするからご主人は薄幸なのです)と陰口を言っていたという(『紫式部日記』)。そして『源氏物語』帚木の「雨夜の品定め」において博士の娘は、「才」(漢才)は生半可の博士も顔負けするほどの「かしこき女」で、書状に仮名を使わずしっかりと漢文で書き、夫式部丞にも漢文を教え、夫との久しぶりの対面でも、「月ごろ風病重きにたへかねて、極熱の草葉を服して、いと臭きによりなむえ対面賜らぬ」などと堅苦しい漢語を不自然に多用するという奇妙な女として描かれており、ほかの参加者たちからも、「いづこのさる女かあるべき。おいらかに鬼とこそ向かひるたらめ、むくつけきこと」のごとく、鬼を相手にしていた方がましと呆れられている。しまいには左馬頭に、「三史五経、道々しき方を明らかに悟り明かさむこそ愛敬なからめ」と、女性が本格的な漢学を習得するのはかわいげがないとまで語らせた。これらの描写は、自らが育った文人家庭における女子教育の特殊性、および世間からの批判を自虐的に揶揄したものであっただろう。

以上のように平安貴族社会においては、男性と異なり女性の漢学習得は必須ではなく、その機会に恵まれた文人家庭出身女性であっても、漢学の習得や披露は必ずしも評価されるとは限らず、むしろ批判の対象となることが少なくなかった。しかしながら次節で見られるように、宮中女房などの場合には、その漢才の評判により女房として招かれ、漢才を發揮して女房としての職務にあたることが求められるようになったのである。

### (3) 女房としての職務と漢才

円融天皇の女房として出仕した高階貴子は、「女なれど、真字などいよく書きければ、内侍になさせたまひて、高内

侍とぞいひける」とあり（『栄花物語』第三・さまざまのよろこび）、漢字をよく書けたことにより内侍（掌侍）に任命されたという。高階貴子は御前詩宴に漢詩を奉るほどの本格的な漢詩人であって（『大鏡』道隆）、漢字だけでなく漢籍の豊富な知識や漢詩文の巧みさが評価されて内侍に任じられ、天皇に代わって書状を認めたり外部から奉じられた書状を読み上げたりするなどの職務にあたったものであろう<sup>1)</sup>。

また、紫式部は一条天皇中宮藤原彰子に仕えた女房であるが、その著『源氏物語』は『白氏文集』巻一二「長恨歌」のモチーフを取り入れるなど、さまざまな漢文学の影響を強く受けていることで知られる。一条天皇も『源氏物語』を評して、「この人は日本紀をこそ読みたるべけれ。まことに才あるべし」と賞賛したように（『紫式部日記』）、紫式部は宮中においても漢才を認められていた。ただし、女房として出仕する以前から、その漢才は貴族社会のなかですでに評判となっていたようである。以下は出仕前の、おそらく夫藤原宣孝とのやりとりであるが、自分の書状を宣孝が周囲に回覧していると聞き、全部返すよう言ってやったところ、全部返して恨み言を伝えてきたという。

ふみちらしけりとききて、「ありし文ども、とりあつめておこせずは、返事かかじ」

と、ことばにてのみいひやりければ、「みなおこす」とて、いみじく怨じたりければ。正月十日ばかりのことなりけり。

とちたりし うへの薄氷 とけながら さはたえねとや 山のした水

すかされて、いとくらうなりたるに、おこせたる

こち風に とくるばかりを そこ見ゆる いしまの水は たえばたえなん

〔紫式部集〕三三一・三三三

紫式部の書状が宣孝周辺に回覧されたのは、漢文学の豊富な知識や機知が発揮されていることに宣孝ら男性官人が感服したからではないだろうか。実際、今回の応酬で交わした和歌も、『礼記』月令「孟春之月、……東風解凍」の句を踏

まえたものであり、その和文化である<sup>18)</sup>。紫式部の漢才の評判はただちに宮中に広まり、おそらく当時の権力者藤原道長の耳にまで達していた可能性が高い。宣孝死後に執筆を開始したとされる『源氏物語』と合わせ、漢文学の豊かな知識と才能の評判により、道長から娘中宮彰子の女房として招かれたのであろう。

ただし、『源氏物語』を読んだ一条天皇がその漢才を評価したことに対し、内裏女房の左衛門内侍（橘隆子）が、「いみじうなむ才がある」（たいへん漢才があるんだそうです）と殿上人に言いふらし、「日本紀の御局」という渾名まで付けているように、女性が漢才をひけらかすことは宮中であつても憚られる行為と認識されていた。そのため紫式部は、「さるところにて才さかし出ではべらむよ」と、宮中でも漢才を極力ひけらかさないように心がけていたが、中宮彰子から頼まれ、ひそかに『白氏文集』の新樂府を進講した。彰子もこれを隠していたものの、そのことを耳にした父道長は漢籍を書写させて彰子に奉り、漢籍習得を支援している（『紫式部日記』）。すなわちこの時期、漢文学の教養を身につけた女性の評判は貴族社会に広まり、それにより宮中女房として招かれ、漢才を以て職務を遂行する機会を与えられたのである。

さらに宮中などの女房は、仕える主人や同僚女房、男性貴族などの日常的なやりとりにも、漢才を駆使することが要求されていた。一条天皇中宮定子に仕えた清少納言は、『枕草子』に「文は、（民文集）文集、文選、新賦、史記、五帝本紀」（一九八段・文は）と記すごとく、さまざまな漢籍に慣れ親しんでいたことが知られる<sup>19)</sup>。なかでも中宮定子との次のやりとりは、『白氏文集』巻一六「香炉峰下、新卜山居」、草堂初成、偶題「東壁」のうち「遺愛寺鐘欵枕聴、香炉峰雪撥簾看」の句を踏まえたもので、清少納言の漢才の高さを物語る逸話として有名である。

雪のいと高う降りたるを、例ならず御格子まわりて、炭櫃に火おこして、物語などしてあつまりさぶらふに、「少納言よ、香炉峰の雪いかならむ」と仰せらるれば、御格子上げさせて、御簾を高く上げたれば、笑はせたまふ。人々も、「さる事は知り、歌などにさへうたへど、思ひこそよらざりつれ。なほこの宮の人にはさべきなめり」と言ふ。

（二八〇段・雪のいと高う降りたるを）

ただし、その場にいた他の女房も、「その故事は知っていて和歌にも詠み込みますが」と述べているとおり、同句は『千載佳句』巻下・山居、のちには『和漢朗詠集』巻下・山家にも採られているほど、宮中に仕える官人や女房としては当然備えるべき共通知識であり、その上でいかに機転の利いた知的な即答ができるかが競われていた。<sup>20</sup>なかでも漢才豊かな定子に仕える女房たちは、「なほこの宮の人にはさべきなめり」（やはり、この宮にお仕える女房としてはそうあるべきなのでしょう）と、ことさらそうした能力が求められていたのである。

次の清少納言と頭弁藤原行成とのやりとりも、『史記』巻七五・孟嘗君伝の故事を踏まえた応答である。

「いと夜深くはべりける鳥の声は、孟嘗君のにや」と聞えたれば、立ち返り、「孟嘗君の鶏は函谷関をひらきて、三千の客わづかに去れり」とあれども、これは逢坂の関なり」とあれば、「夜をこめて鳥のそら音にはかるとも世に逢坂の関はゆるさじ 心かしこき関守侍り」と聞ゆ。……さて、「その文は、殿上人みな見てしは」とのたまへば、

(一三〇段・頭弁の、職にまゐりたまひて)

ここで清少納言は、漢文学の故事を踏まえた上でそれを和歌に読み込むという機智に富んだ返答をしているのであり、その和歌は行成の手によって(当夜、宿直所にいた)殿上人全員に回覧されている。<sup>21</sup>

ある夜には、頭中将藤原齊信が仲違いしている清少納言を試そうと、宿直所にいた大勢の殿上人と相談して、「蘭省花時錦帳下」の下句を問いかける書状を出したところ、清少納言から「草の庵を誰かたづねむ」と和歌の句で応じた返事が届いたので、殿上人らは感嘆して大騒ぎし、上句を付けようとしたができずに終わってしまった。この句は『白氏文集』巻一七「廬山草堂、夜雨独宿」の第三句で、『和漢朗詠集』巻下・山家にも採られるなど当時の貴族社会には当然周知されていたが、それを漢詩句「廬山雨夜草庵中」そのままではなく和文化的に即答したのが清少納言の才気であった。こうした評判は殿上人のあいだだけでなく、翌朝までには一条天皇や中宮定子の耳にまで達するなど、即座に宮中全体に広まったという(七八段・頭中将のすずろなるそら言を聞きて)。

また、清少納言が上の御局に伺候していた時、参議藤原公任が、「すこし春ある心地こそすれ」という、『白氏文集』巻一四「南秦雪」の第四句「二月山寒少有春」を踏まえた下句を書き送ってきた。これに対し清少納言は第三句「三時寒冷多飛雪」を翻案した上句「空寒み花にまがへて散る雪に」を返したところ、あとで左兵衛督の中将（藤原実成か）が、「（源）俊賢の宰相など、『なほ内侍に奏してなさむ』となむ定めたまひし」と教えてくれた（一〇二段・二月つごもりごろに、風いたう吹きて）。公卿の間にも清少納言の返書が回覧され、内侍（掌侍）に任命すべきほどの漢才の持ち主だと評価されたというのである。このように清少納言は、宮中において漢才を仮名文字や和文という新たな形に変換して即応することで、殿上人や公卿、さらには天皇・中宮に至るまで、広く宮中での評価を獲得したのであった。

以上、第一章では日本古代において女性が、制約の多い環境にもかかわらず漢学の知識や教養を習得していき、やがて平安中期になると仮名文字や和文という新たな形に変換して表現することで漢才を発信し、貴族社会からの評価を得ていく過程を考察した。紫式部や清少納言の例に見えるごとく、漢学の知識や才能は、女性が男性官人と同じ学問的世界において互角に交流し、自らの存在を認めさせる手段のひとつでもあったろう。<sup>22</sup>

さて、当時の貴族女性は日常も閉鎖的環境に置かれ、ほかの貴族男女と直接対面し対話する機会もそれほど恵まれていなかった。にもかかわらず、女性の漢才の評判が貴族社会に広まり評価を獲得するに至った背景には、紫式部や清少納言の例に見られるように、当時女性の書状は受け手のもとに留まるだけでなく、しばしば周囲に回覧されてしまう機会が多かったことが大きく影響したと考えられる。そこで次章では、貴族女性の漢才が評価を獲得していく過程において書状が果たした役割、すなわち情報伝達媒体および判定材料としての機能について明らかにしたい。

## 第二章 平安貴族女性の漢才評価と書状

### (1) 貴族女性をめぐる書状の範囲と目的

本章ではまず、平安貴族女性が当時どのような範囲の相手と、いかなる目的のために書状を交わしていたかを確認しておきたい。日記・和歌・物語など古典文学に描かれる書状は恋愛や結婚に関係するものが多いが、ほかに旅先や赴任先の家族に留守宅の様子を知らせたり、親族などに物品入手を依頼したりする場合など実にさまざまである。

貴族女性には、「つねに消息つかはしける女ともだち」（『後撰和歌集』九三・こわかきみ（惟喬親王女））のような文通相手も存在した。宮仕え前の紫式部は、「はかなき物語などにつけて、うち語らふ人、おなじ心なるは、あはれに書きかはし、すこしけ遠きたよりどもをたづねてもいひけるを」（『紫式部日記』）のように、何らかの伝手を頼ってまでもしきりに文通相手を探し求めた。赤染衛門も、「ある寺に八講せしに、ひごろつばねならびにていひそめたる人、つねに文おこせなどしてありしが」（『赤染衛門集』四六五）のごとく、寺での法華八講で隣室に居合わせた女性と文通を始めたという。

こうした文通相手は、基本的には親族もしくは同階級の女性同士であったと考えられる。たとえば受領階級出身の紫式部の場合、『紫式部集』冒頭（一・二）の「はやよりわらはともだちなりし人に、……その人とはきところへいくなりけり」は、遠国へ下っていく受領階級の幼なじみとの贈答である。同集にはほかにも、筑紫へ下る人の娘との贈答（六・七）や、遠国へ下向しようか思い悩んでいる相手との贈答（八・九）、姉妹として文通していた相手とそれぞれ遠国に下った後に旅路や赴任地から交わしあった和歌（一五～一九）などが収められている。同じく受領階級であった和泉式部も、「かたらふ人の、ゐなかり来たりと聞くに」、「語らひし人の、受領の妻になりて行きし、来たりと聞きて」（『和泉

式部統集』二・二一四)のごとく、受領妻として夫の任地に下向し帰京した親しい女友達との贈答歌を残す。これに対して上流階級の女性、たとえば齋院選子内親王(村上皇女)は、『後拾遺和歌集』一〇二六・一一〇九など)や為平親王女(選子姪、『大齋院御集』一七・一八)のような同じく上流階級の女性たちと文通している。

なお、文通範囲は結婚等によって変化・拡大することがあった。受領の娘である藤原道綱母は摂関家の御曹司兼家との結婚を契機に、夫の親族である上流貴族とも書状を交わすようになる。とくに兼家同母妹の貞観殿尚侍登子(村上天皇後宮)とは盛んに文通し、同邸内に宿下がりしてきた折には直接対面もし(上巻・安和元年、九六八)、鳴滝参籠中や帰宅後には登子から見舞状が届けられる間柄となった。ほか兼家同母妹怱子(冷泉天皇女御)や師輔女愛宮(源高明室)、さらに兼家同母兄の太政大臣兼通からも文を送られている。このように道綱母の文通範囲が拡大したのは、兼家との結婚に加え、当時の貴族社会において歌人としての名声が高かったことも大きな要因として指摘されている。<sup>26)</sup> さらに同じく兼家妻である時姫(藤原中正女)とも、「文など通ふことありければ」(上巻・天曆一〇年、九五六)のごとく文通しており、当時の貴族社会では他の妻やその子らとの交流や協力があつたことを示すものである。<sup>27)</sup>

また貴族女性のなかには、書状を通じて夫の公務を支える役割を果たす者もいた。藤原為房妻は応徳二年(一〇八五)に息子が比叡山に稚児として入山以降、その師にあたる某僧(おそらく為房の父系親族)との間で頻繁に書状を交すようになる。<sup>28)</sup> その内容は、夫が依頼された阿闍梨申請の結果報告や、宮中で行われる草舎の出品物依頼、夫の官職に関する祈祷依頼といった夫の公務を補佐するものから、稚児の山での生活を案じて必要な物資を届ける、稚児の病の祈祷・見舞の礼状、僧の病気に對する見舞状など多岐にわたる。為房妻は書状を通じて、妻として五位藏人たる夫の公務を補佐し、また夫や子のために延暦寺僧との関係を強化・維持することにとめたのである。<sup>29)</sup>

さて、貴族女性が宮中などの女房として出仕した場合は、書状を送る範囲および目的にさらに大きな変化が生じた。まず女房の職務として、外部から届いた書状の内容を主人に取り次ぐことがある。清少納言が、「人の消息のなかに、

よき人の仰せ言などのおほかるを、はじめより奥まで、言ひにくし」(一〇六段・言ひにくきもの)と述べるごとくである。逆に主人の意を受けてその言葉(仰せ言)を書状に認めて外部に伝達する任務もあり、「皇太后宮令」訪<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>勞<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>女房仰書「送<sup>レ</sup>資平<sup>一</sup>」(『小右記』長和二年(一〇一三)三月二二日条)は、皇太后藤原彰子が藤原実資の体調を気遣い、女房に仰せて実資の養子資平宛に書状を送ったものである。このほか、女房は公務や宮中事情、主人の様子などを親しい公卿や殿上人等に伝えた<sup>30)</sup>。実資は明日の坊官除目延引を「從<sup>二</sup>女房許<sup>一</sup>有<sup>二</sup>消息<sup>一</sup>」により伝えられ(『小右記』寛弘八年(一一〇一)九月四日条)、藤原忠実は大伯母である太皇太后藤原寛子の病状を「女房之消息」によって知らされている(『殿曆』長治元年(一一〇四)四月二九日条)。

宮中以外の貴族邸に仕える女房も同様の職務を果たしていた<sup>31)</sup>。藤原頼宗は「女房消息」により実資に賀茂詣前驅馬の貸与を依頼している(『小右記』寛仁二年(一一〇一八)四月二一日条)。なお、『源氏物語』中には、玉鬘の書状代筆に關して、「宰相の君とて、手などもよろしく書き、おほかたもおとなびたる人なれば、さるべきをりの御返りなど書かせたまへば、召し出でて、言葉などのたまひて書かせたまふ」とあるごとく、身分も卑しくなく文字が上手で分別ある女房が選ばれたという。

以上のように宮中などに仕える女房は、職務として主人の意を受けるなどして書状を外部と交わし、それによって主人と外部との関係、もしくは自らと外部との関係を維持・強化したが、さらには集団内部の紐帯をより強固なものとする目的でも書状が用いられた。主人と女房の間では盛んに書状が交わされており、たとえば一条天皇中宮定子からは出仕しようとする公卿の娘に「仰せ書き」が贈られ、それは定子自ら「心ことに紙よりはじめて、つくろはせたまへる」ものであったという(『枕草子』一五二段・うらやましげなるもの)。清少納言も里に退出中、たびたび定子から参上を促す「仰せ言」が、同僚女房の書状により届けられた(八二段・さてその左衛門の陣などに行きて後、など)。また同僚女房間でも、局間もしくは里帰り中に、しきりに書状が交わされており、たとえば紫式部は、「和泉式部といふ人こそ、おもしろ

う書きかはしける」。「少少將の君（源時通女、倫子姪）の、文おこせたる返りごと書くに」（『紫式部日記』）のように、中宮彰子に仕える同僚女房の和泉式部や少少將らと盛んに文通している。<sup>(32)</sup> またこうした女房間の書状のやりとりは退任後も長く続けられた。<sup>(33)</sup>

さて、このように貴族女性は女房として出仕すると、交流範囲が広がることにより、書状を交わし合う範囲や規模も大幅に拡大した。しかしその反面、それ以前の交流関係が揺るがされ、文通関係にも影響を及ぼす場合があった。紫式部は出仕前の文通相手から、「おほぞうにては文や散らすらむなど、うたがはるべかめれば」（いかげんな宮仕え女では書状もとり散らすであらうなどと、つい疑う気にもなるであらうから）と、文通を敬遠されるのではないかと危惧している（『紫式部日記』）。夫宣孝が紫式部からの書状を周囲に回覧したように、当時の貴族社会において書状は必ずしも受け手のもとに留め置かれず、書き手の意に反して回覧されてしまうことが少なくなかった。さらに宮中女房ともなれば交流範囲や規模が大幅に拡大するため、送った書状がいつそう広く回覧されかねないと懸念されがちだったのである。次節では平安貴族社会において書状が回覧されてしまう実態およびその目的について考察する。

## (2) 回覧される書状

平安貴族社会において書状は必ずしも受け手の元に留めおかれず、書き手の意に反してある範囲内に回覧されてしまうことが少なくなかった。とくに女性の場合、漢才を含めた教養や人柄などの情報を発信する場や、他人と直接対面し対話する機会が極めて限られていたため、書状はいっそう貴重な情報伝達媒体および判定材料として認識されていたと思われる。<sup>(34)</sup>

家庭においては夫宛の書状を妻が読むことがあり、藤原道綱母は夫兼家の不在中に届いた章明親王（醍醐皇子）からの書状を読み（『蜻蛉日記』上巻、応和二年、九六二）、藤原為房妻は夫留守中に届いた比叡山某僧（夫の親族か）からの書

状に返信している。<sup>(35)</sup> また恋愛や求婚の書状を、本人ではなく家族や女房が読んで返事を代筆することも一般的に行われていた。道綱母は兼家から求婚の書状が届けられた際、母親の指導のもと、侍女に返事を代筆させており、のちに息子道綱が成長し、「大和だつ人」と恋愛歌を交わすようになる、今度は母親として歌の代作を手がけた(『蜻蛉日記』上・下巻)。また『枕草子』でも、藤原原子に届けられた東宮居貞親王(のち三条天皇)からの書状は、父の関白道隆・母高階貴子・姉中宮定子らが回覧し、母が側について返書を認めさせたという(一〇〇段・淑景舎、春宮にまゐりたまふほどの事など)。『源氏物語』蛩では、蛩兵部卿宮から玉鬘に宛てられた求婚の書状は、親代わりである光源氏が読み、女房に「言葉などのたまひて」返事を書かせている。<sup>(36)</sup>

貴族女性の場合、宮中などに女房として出仕すると、書状が回覧されてしまう機会が大幅に増加した。『枕草子』には、「人の文など持て来るも、もろともに見、返事書き」(二八四段・宮仕へする人々の出であつまりて)、「返事書かむと言ひ合はせ語らふどちは、見せかはしなどするもいとをかし」(三七段・節は)とあり、女房に届けられた書状は女房同士で見せ合いながら返事も書いたという。さらに、「人の破り捨てたる文を継ぎて見るに、同じつづきをあまたくだけり見づけたる」(二五八段・うれしきもの)、「見すまじき人に、外へ持て行く文見せたる」(九三段・あさましきもの)のように、他人が破り捨てた書状をつなぎ合わせたり、外部に送る書状まで読んだりするなど、書き手・受け手の意思に関わらず回覧されることが多かった。紫式部も、斎院選子内親王の女房中将(源為理女)が他所に送った書状をこっそり読ませてもらい、その内容に憤慨している(『紫式部日記』消息文)。

こうした女房の書状は、男性貴族の目に触れる機会も少なくなかった。清少納言が藤原行成に送った「逢坂の関」の書状は、「その文は、殿上人みな見てしは」と殿上人に回覧されている(『枕草子』一三〇段・頭弁の、職にまゐりたまひて)。紫式部は女房として出仕することでそれまでの文通相手から「文や散らすらむ」と疑われ文通を敬遠されるのではないかと危惧した(『紫式部日記』)。当時の貴族社会では書状はある範囲内で回覧されてしまう可能性が高かったが、と

くに宮中などでやりとりされる場合は、回覧の範囲が同僚女房や男性貴族などへと拡大し、回覧の機会も格段に増加したと考えられる。

そのため当時の貴族社会においては、書状はむしろ「散る」のを前提として扱うべきとされていた。中宮定子は兄伊周らの失脚後、外祖父高階成忠から、「御文にては落ち散るやうもやと思ひたまへてなん」と、内容が洩れ広がる恐れのある書状ではなく、参内して直接、一条天皇と話すように勧められている（『栄花物語』巻五・浦々の別）。また、光源氏は妻女三宮の部屋で柏木からの恋文を発見して密通に気づくが、「落ち散ることもこそはと思ひしかば」（万一、散らばって人手に渡るようなことになつてはと恐れて）、昔の自分ならこまごましましたことは省き、ほのめかして書いたものだったのにと、その不用心さに呆れている（『源氏物語』若菜下）。

書状が「散る」のを防ぐため、さまざまな対抗策が講じられた。紫式部は夫藤原宣孝が自分の書状を周囲に回覧していると聞き、「ありし文ども、とりあつめておこせずは、返事かかじ」とすべて返還するように要求しているが（『紫式部集』三二）、『紫式部日記』消息文末にも、「夢にても散りはべらば、いとみじからむ。耳も多くぞはべる。……御覧じては疾うたまはらむ」と、この書状が世間に散つて人目に触れるようなことになつたら大変なことになるので、読んだら早く返してくれるようにと注記する。相模（一条皇女脩子内親王・後朱雀皇女祐子内親王女房）も、「文どもあだあだしう散らすと聞きし人」に憤慨し、「おほかた文をみなかへし得む」（書状を全部返すよう）と要求したが、相手は奈良にまで持つて行って回覧してしまったという（『相模集』一一二―一二四）。『堤中納言物語』よしなしごと（平安末〜鎌倉中期ごろ成立）でも、僧が夜具や食べ物等を無心する書状の文末に、「かかる文など、人に見せさせたまひそ。……御かへりはうらによ。ゆめゆめ」と、このような書状は他人に見せずに、返事を裏に書いて戻してくれるように指示している。さらに、時を超えて「散る」書状もある。当時、届いた書状や書き損じの反古は、焼却や破棄をしない限り、基本的にある期間保管され、のち裏面が再利用されるなどした。たとえば藤原為房一家が比叡山某僧に宛てた書状は、延暦寺青蓮

院田藏『不空三藏表制集』『灌頂阿闍梨官旨官牒』『諸仏菩薩釈義』紙背文書類として伝来する。さらに、「うらにも書かむとて、おほくかき集むなる文たまへと人の請ひければ」（『統詞花集』雑上・七七四・藤原経衡）のごとく、反古紙は他所からも求められたため、収集先で後々、目にされることもあった。『十訓抄』（建長四年（一二五二）成立）は鳥羽朝の殿上人が女性の「書状くらべ」を行った際の書状評として、「すべて文はいつもけなるまじきなり。あやしく見苦しきことなども書きたる文の、思ひかけぬ反古の中より出でたるにも、見ぬ世の人の心際は見ゆるものぞかし。ただいまさしあたりて、はづかしからぬ人と思へども、落ち散りぬれば、必ずあいなきこともあれば、よく心得べきことなり」（七ノ十五）のごとく、書状は反古となった後に散り広がって後世の人にも読まれてしまうことを踏まえて書くべきものだと主張する。

紫式部は『紫式部日記』消息文のなかで、「清少納言こそ、したり顔にいみじうはべりける人。さばかりさかしだち、真名書きちらしてはべるほども、よく見れば、まだいとたらぬこと多かり」と、清少納言の書いたもの、おそらく書状を入手して、利口ぶって漢字を書き散らしているが未熟な点が多いと批判を加えている。清少納言が仕えた一条天皇中宮定子は長保二年（一〇〇二）一二月に崩じており、紫式部が中宮彰子に出仕したのは寛弘二年（一〇〇五）以降とされているので、この時点では清少納言は定子女房ではなくなっていた。定子崩御後に中宮彰子などに仕えて紫式部が直接見知っていた可能性もあるが、当時、書状は時代を越えて回覧されうる性格のものであり、定子女房時代の清少納言の書状を、数年後に紫式部が目にする機会を得て批判したとも考えられよう。

また、能書の手による書状はとくに尊ばれ、後世までしきりに求められた。藤原行成は三跡のひとつとして名高く、清少納言に送った『史記』孟嘗君伝を踏まえた書状は、すぐさま中宮定子やその弟隆円僧都の手に渡っている（『枕草子』一三〇段・頭弁の、職にまゐりたまひて）。さらに院政期においても、「（藤原）朝隆の中納言は、行成の大納言の消息をゆゆしく写しにせられたるとぞきこえ侍める。その消息持たぬ人なく、世に多く侍なり」（『今鏡』巻五・ふちなみの中・

水莖)、「権大納言行成手跡消息一卷所<sub>三</sub>下給<sub>一</sub>也」(『後二条師通記』寛治五年(一一〇九)六月一日条)のごとく珍重された。

時代はやや下るが、藤原俊成女著とされる『無名草子』(鎌倉初期成立)には、「この世に、いかでかかることありけむと、めでたくおぼゆることは、文こそはべれな」とあり、書状のすばらしさとしておもに以下の二点をあげる。ひとつは、「遙かなる世界にかき離れて、幾年あひ見ぬ人なれど、文といふものだに見つれば、ただ今さし向かひたる心地して、なかなか、うち向かひては思ふほども続けやらぬ心の色もあらはし、言はまほしきことをもこまごまと書き尽くしたるを見る心地は、めづらしく、うれしく、あひ向かひたるに劣りてやはある」(遙か遠くに離れて長年会つてない人と向かい合っている気持ちになる)という点であり、もうひとつが、「つれづれなる折、昔の人の文見出でたるは、ただその折の心地して、いみじくうれしくこそおほゆれ。まして亡き人などの書きたるものなど見るは、いみじくあはれに、年月の多く積もりたるも、ただ今筆うち濡らして書きたるやうなるこそ、返す返すめでたけれ」(むかしの人の書状を見るとその当時に戻った感じがする)という点である。すなわち当時の貴族社会において書状とは、空間や時代を超えて、その書き手と一体感・連帯感を覚えることができる媒体であり、これも書状回覧の動機や目的のひとつとなっていたのではないだろうか。

このように平安貴族社会において書状は公開性がかなり高く、しばしば書き手および受け手の意思に関わらず、空間および時代を超えて、貴族社会のなかで「散る」<sub>||</sub>回覧されてしまうものであった。その理由としては、とくに女性の場合、漢才を含めた教養や人柄といった情報を発信する場や、他人と直接対面し対話する機会が極めて限られていたため、書状はその女性の教養や人柄を知る上で貴重な情報伝達媒体および判定材料として認識され、強く求められたことによると考えられる。また書状を通して空間および時代で隔てられた相手とも、貴族社会の構成員としての一体感や連帯感を得られるという効果も期待されたことであろう。ただし次節で考察するように、回覧された先では、漢才を含めた教養や人

柄などは、あくまで当時の貴族社会に共通する規範に基づいて評価が下されたのである。

### (3) 評価される書状

女性の書状は回覧された先で、その教養、文字の書きぶり、人柄など、さまざまな観点から評価を受けた。古典文学にはしばしば、男性貴族による女性の「書状くらべ」の場面が登場する。『うつほ物語』（一〇世紀後半成立）内侍のかみでは、左大将藤原正頼と右大将源兼雅がそれぞれむかし書状を交わし合っていた承香殿御息所と仁寿殿女御のどちらの心ばえが優れているかを競い、保管しておいた書状を取り寄せ賭をする。結果、「(文箱は) 御覧じ比ぶるに、さらに劣りまさらずいと等しき、手・詞、劣りまさらず等しき時に」のごとく、書状を収めた文箱の細工や、書状の筆跡・文章なども甲乙つけがたく、引き分けという判定が下された。さらに『十訓抄』七ノ十五によれば、鳥羽朝の逸話として、若い殿上人が集まって「雨夜の品定め」が開かれた際、どの女が一番優美な恋文を書くかで討論となり、それぞれ女に書状を送り、その返事をお互いに見比べて優劣を判断することになった。このとき中将源雅定は以前関係を持っていた督殿という女房に書状を送ったが、督殿の方はしばらく関係が途絶えていた男から突然書状が届いたため、驚き慌ててひどく劣った返事を書いてしまい、雅定は期待が外れてたいへん不満であったという。

ただしこれら「書状くらべ」で競われ評価された対象は、書状を認めた女性本人の教養・才覚・人柄などに限られなかった。「書状くらべ」は当時、貴族社会で流行していた歌合・貝合・扇合・絵合・草合・花合・前裁合・根合などと同様、「物合」の一種として開催されたと考えられるが、こうした物合は参加者があらゆる伝手を駆使して出品物を収集し競われたもので、日ごろからいかに有力な人脈を構築しえているかが勝敗を決した。たとえば藤原為房妻は白河朝の五位藏人であった夫が、おそらく宮中で催される「草合」の<sup>かたうと</sup>方人(出品係)となり、妻にも出品物を探すよう指示したのを受け、稚児を預けている比叡山某僧に宛てて書状を送り、「さて折あやしき事に侍れど、くさ合の物、さりぬべき侍らば、

求めて賜はせてむや。藏人が、人の方に寄せて待ると、求めさせ侍り」（延暦寺青蓮院旧藏『不空三藏表制集』紙背文書）のごとく、天台座主などにも声をかけて探して欲しいと依頼している。また『堤中納言物語』貝合（一一世紀半ごろ成立）では、異母姉妹がそれぞれ女御や内大臣妻など心当たりすべてに声をかけて貝集めに奔走する様子が描かれる。すなわち「書状くらべ」もただ単に書状の書き手である女性本人の筆跡・才覚・人柄などを比較し評価するだけの催しなのではなく、受け手たる男性貴族が日常的にどれほど優れた女性と個人的関係を構築できているかを競いあうという趣向の娯楽でもあった。

先述したとおり、紫式部から夫宣孝に送った書状は宣孝周辺に回覧されたが、のちに二人の娘大式三位（藤原賢子）が男に宛てた書状も、「あるところの人に、文かよすに、上わたりもらすと聞きて」（『藤三位集』二五）のごとく、宮中で回覧されたという。また相模が男に送った書状は、奈良にまで持つて行かれて回覧されている（先述）。これらも書状の受け手である男性は、書き手たる女性の教養の深さを知らしめるためだけに書状を周囲に回覧したのではなく、自分が日頃どれだけ教養に溢れたすばらしい女性と個人的関係を結んでいるかを貴族社会に誇示する目的があったのではないだろうか。回覧された側も、女性の書状の内容自体を評価するだけでなく、両者のそうした個人的関係をも確認し、受け手たる男性の能力や才覚を評価したのである。『十訓抄』「書状くらべ」において源雅定が、督殿からの書状が期待外れで不満だったというのも、書状の内容自体の優劣だけでなく、自らの能力や才覚が十分な評価を得られなかった悔しさによるものであろう。

では当時、書状に対する評価基準とはいかなる性格のものであっただろうか。清少納言は『枕草子』において、「文ことばなめき人こそ、いとにくけれ。世をなのために書きながしたることばのにくきこそ。……わが得たらむはことわり、人のもとなるさへにくくこそあれ」（書状の言葉遣いがぶしつけな人はひどく憎らしい。世間をいい加減に思つて書き流してある言葉が憎らしいのだ）と、自分宛だけでなく、他人宛の書状にまで批判を加えている（二四四段・文ことばなめき

人こそ)。このうち「世」とは、書状が回覧される可能性のある範囲、すなわち貴族社会全体を指すと考えられる。書状は貴族社会に広く回覧され評価を下されうる対象であったため、当時の貴族社会全体に共有されていた規範に基づき執筆されるべきものと認識されていた。

『堤中納言物語』虫めづる姫君（二一世紀半ごろ成立）では、右馬佐に対する姫君の返書が、当時の常識では女性は無風流な料紙を選び優美な女手（平仮名）で書状を認めるべきところ、ごわごわした無風流な紙に片仮名で「虫（蛇）のすがたは」などと詠み込む奇妙な返歌を記した「いとめづらかに、さまことなる文」であったため、「いかで見てしがな」と大いに右馬佐の興味を引くことになったという筋書きである。当時の貴族社会の規範を大きく外れた書状の料紙や書きぶりにより、姫君の人柄が当時の貴族女性としての規範から大きく逸脱しているさまを表現したものである。

漢才評価の点でも、単にその巧拙・優劣のみが判定基準とはされていなかった。『源氏物語』帚木「雨夜の品定め」に式部丞の体験談として登場する博士の娘は、「才の際、なまなまの博士恥づかしく……いときよげに消息文にも仮名といふもの書きませず、むべむべしく言ひまはしはべる」のごとく、男性顔負けの漢才の持ち主で、書状にも平仮名をませず見事な漢文で書き上げるほどであったが、その場の男性貴族からは全く評価されず、むしろ奇妙な女、思慮浅い女として嘲笑されている。さらに左馬頭の言葉として、「真名を走り書きて、さるまじきどちの女文に、なかば過ぎて書きすすめたる」（女性への書状なのに漢字を半分以上書き立てているようなもの）は何ともひどいもので、もっと女らしかった良かったのに、と批判が加えられた。

前章第三節で論じたように、紫式部や清少納言の書状が殿上人や公卿などの間に回覧され高く評価されたのは、漢才を仮名文字や和文という新たな形に変換して表現し発信した場合である。日本古代において漢字は、官人養成や職務遂行のための公的な学問と位置づけられ、男性官人には必須の教養とされた一方、女性は対象外であって、いかに漢才に恵まれていたとしても漢字や漢詩文そのままの形で表現し発信することは憚られる行為とみなされていた。当時の貴族社会にお

いて女性の漢才に対する評価は、あくまで当時の貴族社会に共通するそうした規範に基づくものであった。そのため書状も、漢才を仮名文字および和文に変換して表現するという、当時の共通規範に適應する形で発信してはじめて、貴族社会からの評価を得ることができたのである。

### おわりに

日本古代において女性は、極めて制約の多い環境下に置かれながらも漢籍に触れ漢学の知識や教養を習得していき、やがて平安中期になると漢才を仮名文字や和文という新たな形に変換して表現し発信することによって、貴族社会からの評価を獲得するようになった。こうした女性の漢才評価に関して、情報伝達媒体および判定材料としての重要な役割を果たしたのが書状である。当時、書状は必ずしも受け手のもとに留められず、しばしば周囲に回覧されてしまうものであったが、それによって女性の漢才を含めた教養の評判が貴族社会に広まり、評価を受ける結果へとつながった。ただし女性の漢才の評価基準はあくまで当時の貴族社会全体に共有されていた規範にあり、その規範に適應する形で表現してはじめて、貴族社会からの評価が得られたのであった。

平安貴族社会において書状がしきりに回覧されたのは、とくに女性の場合は日ごろから閉鎖的環境に置かれていたため、漢才を含めた教養や人柄を知る上で貴重な情報伝達媒体および判定材料として認識されていたこと、加えて空間や時代に隔てられた相手とも貴族社会の構成員としての一体感や連帯感を得られるという効果を期待してのものと考えられる。

ただし、回覧されてきた書状に評価を下すという行為は、単に書き手たる女性本人の教養や人柄を評価するためのものではなかった。書状の受け手である男性がどれだけすばらしい教養に溢れた女性と個人的関係を構築できているかを

貴族社会に誇示する目的もあり、回覧された側も両者のそうした関係を確認し、男性の能力や才覚に対しても評価を下したのである。また、書状の評価基準はあくまで当時の貴族社会に共通する規範にあったため、評価を加えることにより、そうした貴族社会の共通規範を再確認する意味もあったと思われる。

以前、筆者が平安貴族社会の慶賀行列について考察した際<sup>27</sup>、一〇世紀後半以降、平安貴族社会の構成論理が朝廷による位階・官職などの枠組みから、貴族社会で日常的に構築される多元的で相互依存的な個人的関係へと移り、行列はそうした関係を再認識し強化する空間であったことを指摘した。慶賀行列の構成は貴族社会から強い関心が寄せられて古記録にも詳述されるようになるが、あくまで当時の貴族社会に公認された関係の範囲内で組織されるべきものであって、当時の貴族社会の規範に適合しない構成には批判が加えられている。これと同様に、回覧されてきた書状を評価する行為も、貴族社会で構築された個人的な社会的関係や共通規範を再確認するという意味があり、またそれによって貴族社会の構成員としての一体感や連帯感を再認識し強化する効果も期待されたのであろう。

また、紫式部や清少納言の例に見られるように、平安貴族女性にとって仮名文学および和歌文化などによる漢才の表現や発信は、学問的世界において男性貴族と互角に交流し自らの存在を認めさせる手段のひとつであったが、このことから当時の学問的世界は決して男女間で断絶していたわけではなく、ある程度連続した空間であったと考えられる。すなわち書状は両者の学問的世界を結びつける有効な媒体としての機能を果たしていたのであり、書状を回覧し評価するという行為はその紐帯をさらに強化し拡張する意義があったのである。

註

(1) 日本古代における女性の漢籍習得については、拙稿「日本古代における官人の学問的世界と政治的秩序」(古瀬奈津子編『律令国家の理想と現実』〈古代文学と隣接諸学5〉所収、竹林舎、二〇一八年)、「日本古代における女性の漢籍習得」(『アジア遊学』二四二号、榎本淳一・吉永匡史・河内春人編『中国學術の東アジア伝播と古代日本』所収、勉誠出版、二〇二〇年)でも考察を加えた。なお本稿では、物語や和歌など仮名文学を引用する際にも、意味を解釈しやすいよう適宜、漢字を用いて表記した。

(2) 唐代の女性教育および後宮文学については、高世瑜「女性教育とその著述」(同『大唐帝国の女性たち』所収、岩波書店、一九九九年。原著は『唐代婦女』西安・三秦出版社、一九八八年)、李宇玲「唐代と平安朝の宮廷文学―宮帷の詩人たち―」(同『古代宮廷文学論―中日文化交流史の視点から―』所収、勉誠出版、二〇一一年。初発表は二〇〇九年)参照。

(3) 東野治之『王勃集』と平城宮木簡」註24(同『正倉院文書と木簡の研究』所収、塙書房、一九七七年。初発表は一九七五年)。

(4) 東野治之『正倉院文書と木簡の研究』第二部(塙書房、一九七七年)。

(5) 本条は唐医疾令女医条の規定をおおよそ継受したものである。異同点については、拙稿「労働空間としての後宮―医疾令女医条をてがかりに―」(『お茶の水女子大学人文科学研究』六号、二〇一〇年)、「古代の女医」(総合女性史学会編『歴史にみる女性労働―古代から現代まで』所収、勉誠出版、二〇一九年)、「日唐における女医の養成と職務」(『金子修一先生古稀記念論文集(仮題)』所収、二〇二〇年)参照。

(6) 「表」竹野王子女医二口／(裏)一升半受真木女」(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報二―長屋王家木簡二―』一九九〇年、八頁上)、「表」女医一口米二升受□□(韓女カ)／(裏)十四日君万呂」(『同概報二五―長屋王家木簡三―』一九九二年、一四頁上)など。このうち「竹野王子」は竹野女王のことで、長屋王の近親者と推定される。長屋王家木簡の年記は、和銅四年(七一二)から靈龜二年(七一六)であり、大宝令制下において女医を皇族・貴族邸に派遣する体制が備わっていたことになる。

(7) 池田源太「文章経国」(同『奈良・平安時代の文化と宗教』所収、永田文昌堂、一九七七年。初発表は一九六七年)、小島憲之「弘仁・天長期に於ける勅撰詩集の成立―凌雲新集・文華秀麗集・経国集―」(同『上代日本文学と

中国文学 下―出典論を中心とする比較文学的考察―所収、塙書房、一九六五年) ほか。

(8) 小島憲之『王朝漢詩選』(岩波書店、一九八七年)、同『国風暗黒時代の文学 下Ⅱ―弘仁・天長期の文学を中心として―』(塙書房、一九九五年)。

(9) 滝川幸司『平安初期の文壇―嵯峨・淳和朝前後―』(同『天皇と文壇―平安前期の公的文学―』所収、和泉書院、二〇〇七年。初発表は一九九九年)。勅撰集も嵯峨天皇を中心とする私的なサロンで詠まれた、私的な性格が強い作品群と指摘する。なお、勅撰集以外では、詠まれた時期は不明ながら、『和漢朗詠集』巻下・恋・七八四に「和江侍郎欲<sub>レ</sub>来<sub>レ</sub>美乃国<sub>二</sub>十市采女<sub>一</sub>」による「寒闇独臥無<sub>レ</sub>夫<sub>二</sub>髻<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>妨<sub>レ</sub>蕭郎<sub>二</sub>枉<sub>レ</sub>馬蹄<sub>一</sub>」、および『新撰朗詠集』巻下・妓女・六六八に「和<sub>二</sub>江侍中<sub>一</sub>本撲采女」による「妾顔秋暮孤蛾老、請<sub>レ</sub>領<sub>二</sub>梨園少女<sub>一</sub>」が採られ、同一女性の作品とみなされている。

(10) 川口久雄『三訂 平安朝日本漢文学史の研究』中篇(明治書院、一九八二年)、阪倉篤義『倭名類聚抄解題』(京都大学文学部国語国文学研究室編『諸本集成倭名類聚抄 索引篇』所収、臨川書店、一九六八年)、神野藤昭夫『文』と社会②―女性と文(河野貴美子ほか編『日本「文」学史』第一冊「文」の環境―「文学」以前、所収、勉誠出版、二〇一五年)。

(11) 川口久雄「かげろふ日記 校注」解説(日本古典文学

大系20『土佐日記・かげろふ日記・和泉式部日記・更級日記』岩波書店、一九五七年)、木村正中『蜻蛉日記の漢詩文的表現』(同『中古文学論集』第二巻・蜻蛉日記(上)所収、おうふう、二〇〇二年。初発表は一九六五年)、矢作武『蜻蛉日記と漢詩文』(『二冊の講座 蜻蛉日記』所収、有精堂出版、一九八一年)、品川和子『漢詩文との関係について』(同『蜻蛉日記の世界形成』所収、武蔵野書院、一九九〇年。初発表は一九六三年) ほか。

(12) 『千載佳句』は『白氏文集』など漢文学から名句を集め、四時部(立春・早春など)・時節部(元日・七夕など)等に部立てしたもので、詩作の際の参考書として当時の貴族社会に歓迎され大いに普及した。本書は男性のみならず女性にも読まれ、『枕草子』や『源氏物語』にも和文化されて活用された。金子彦二郎『平安時代文学と白氏文集 増補版 句題和歌・千載佳句研究篇』(培風館、一九五五年) 参照。

(13) 『口遊』および『倭名類聚抄』の序文解釈は、高橋忠彦・高橋久子『日本の古辞書―序文・跋文を読む』(大修館書店、二〇〇六年) に拠った。

(14) 手習いに関しては、当時はまず仮名一文字一文字を習得する「放ち書き」を習得し、そのあと書状や和歌を書くための「続け書き」(連綿体)を練習するという二段階で行われており、前者のためには「あめつちの詞」、後者には「難波津」「浅香山」の歌や古今集が手本として用いら

れた。『源氏物語』若紫で光源氏は、また「十ばかりやあらむと見え」る幼い若紫に対し返歌を求めたので、祖母尼上が「まだ難波津をだにはかばかしうつづけはべらざらめれば」（まだ続け書きもできない子どもなので、御返事はさしあげられません）と断っている。また、菅原孝標女は寛仁四年（一〇二〇）に上総から上京してすぐ、父親から「これ手本にせよ」と「姫君の御手」（藤原行成女の手跡）を与えられた（『更級日記』）。孝標女は当時一三歳、行成女は当時一五歳で三跡とされる父と同様に能書家として知られていたらしく、貴族家庭の少女はそうした手本を与えられて女手を練習していたことがわかる。なお、当時の貴族家庭において女子も漢字や漢籍を習得していた実例は、志村緑「平安時代女性の真名漢籍の学習——一世紀ごろを中心にして」（『日本歴史』四五七号、一九八六年）にあげられている。

(15) 文人の政治的地位および役割の変化については、彌永貞三「仁和二年の内宴」（同『日本古代の政治と史料』所収、高科書店、一九八八年。初発表は一九六二年）、後藤昭雄「大江以言考」（同『平安朝漢文学論考 補訂版』所収、勉誠出版、二〇〇五年。初発表は一九七二年）、佐藤道生「詩体と思想——平安後期の展開」（『岩波講座日本文学史 三 一一・一二世紀の文学』所収、岩波書店、一九九六年）ほか参照。

(16) 川口前掲註10書。

(17) 吉川真司「女房奉書の発生」（同『律令官僚制の研究』所収、塙書房、一九九八年。初発表は一九九七年）では女房奉書の始源を九世紀、社会的確立を一〇世紀後期とし、仮名文字文化の発達を要因のひとつとしてあげる。

(18) 解釈は、田中新一「新注和歌文学叢書2 紫式部集新注」（青簡舎、二〇〇八年）、笹川博司「私家集全釈叢書39 紫式部集全釈」（風間書房、二〇一四年）に拠った。本歌の注釈史については、久保朝孝「紫式部集」注釈史の落としもの——「文散らし」の贈答歌をめぐって——（南波浩編『紫式部の方法——源氏物語・紫式部集・紫式部日記——』所収、笠間書院、二〇〇二年）など参照。なお、このときの紫式部の憤慨理由について、徳原茂美「「ふみを散らす」ということ——紫式部集」三三番歌詞書を糸口として」（同『紫式部集の新解釈』所収、和泉書院、二〇〇八年。初発表は二〇〇六年）では、「プライベート」が侵害されたという以上に、良家の子女である自分が女房ふぜいといっしょくたにされたという屈辱感こそが、その怒りの根源にあった」とされる。ただし、当時の宮中女房には清少納言や和泉式部のような受領階級出身者も多く、さらに上臈女房として公卿等の娘もおり、そうした屈辱感が紫式部の憤慨した直接的要因となつたとはいえない。当時の貴族社会で、女房としての出仕にかなりの抵抗感があったのは摂関・大臣クラスの子女の場合で、たとえば藤原伊周は死の床で娘たちに、自分の死後、宮仕えのような不面目

なことをしないよう固く言い遣したが、の中の君（藤原周子）は一条天皇中宮彰子から招きを受けてその女房「帥殿の御方」として出仕することになった（『栄花物語』巻八・はつはな）。また、三条天皇の中宮藤原妍子のもとには太政大臣藤原為光五女（藤原禮子か）をはじめとする高貴な姫君たちが出仕し、「さてもあさましき世なりや。太政大臣の御女もかく出でまじらひたまふ、いみじきことなり」と慨嘆をもって記される（同巻一一・つばみ花）。関白藤原道兼の遺女が、後一条天皇の尚侍威子やその母倫子から熱心に書状で乞われ、威子女房として出仕する際には、本人や母・兄らが泣き嘆いたが、参上したのちは「二条殿の御方」と呼んで厚くもてなされ、道長の息子たちもたやすく近づかせなかつたという（同巻一四・あさみどり）。なお、一条天皇中宮定子は、「上達部などの、またはじめてまゐらむと申さする人のむすめ」（はじめて宮仕えに出ようと申し入れている公卿の娘）には、「心ことに」料紙などを整えて書状を送っており（『枕草子』一五一段・うらやましげなるもの）、公卿の子女は女房として迎えるにあたり中宮側も気を遣う相手であったことがわかる。

(19) 矢作武「枕草子と漢籍」（枕草子研究会編『枕草子大事典』所収、勉誠出版、二〇〇一年）。

(20) 大曾根章介「『枕草子』と漢文学」（同『日本漢文学論集 三』所収、汲古書院、一九九九年。初発表は一九六七

年）。ほかに、『源氏物語』総角に引用されている。

(21) 続く章段でも、定子のもとに大勢の殿上人がやってくる、清少納言が誰か尋ねたところ、御簾の下から呉竹を差し入れたので、『晋書』巻八〇・王徽之伝の故事「徽之但嘯詠、指竹曰、『何可一日無此君邪』」を踏まえて、「おい、この君にこそ」と答えたところ、源頼定ら殿上人たちは「いざいざ、これまづ殿上に行きて語らむ」と、殿上の間での話題とするためにすぐさま戻っていったという（一三一段・五月ばかり、月もなういと暗きに）。

(22) 拙稿「日本古代における官人の学問的世界と政治的秩序」（前掲註1論文）。

(23) 国文学分野では平安時代における書状、とくに恋愛・求婚関連の役割を論じた研究が盛んに行われてきており、川村裕子「蜻蛉日記の文について―平安時代の文の交換を中心に―」（同『蜻蛉日記の表現と和歌』所収、笠間書院、一九九八年。初発表は一九九六年）、同「王朝の恋の手紙たち」（角川学芸出版、二〇〇九年）、同「王朝文化と手紙―『蜻蛉日記』下巻の奇妙な手紙―」（秋澤互・川村裕子編『王朝文化を学ぶ人のために』所収、世界思想社、二〇一〇年）、森田兼吉「平安女流日記文学と手紙」（佐藤泰正編『文学における手紙』所収、笠間選書一六四、一九九一年）、高木和子「手紙から読む源氏物語」（同『女から詠む歌 源氏物語の贈答歌』所収、青簡舎、二〇〇八年。初発表は二〇〇四年）、陣野英則「源氏物語論―女房・書かれた言葉・引用―Ⅱ物語の言葉・語り手・手紙（勉誠

出版、二〇一六年。初発表は二〇〇六年・二〇〇九年）などがある。

(24) たとえば菅原道真は、赴任地讃岐や流刑地大宰府で妻（島田宣来子か）から留守宅の様子を知らせる「家書」を受け取っており（『菅家文章』二六一・『菅家後集』四八八）、また摂政藤原忠実には法成寺参籠中の妻源師子から「消息」が届けられた（『雖三物忌重』、女房消息開見了）、『殿曆』天永三年（一一二二）一〇月七日条。このほか、『今昔物語集』卷一五第三九話「源信僧都母尼住生語」には、修行中の源信僧都と母との往復書簡が、『成尋阿闍梨母集』には渡宋する息子成尋へ老母から送り届けた書状が載る。

(25) 『落窪物語』（一条朝正曆・長徳ころ成立）では、姫君の新婚生活のために女房あこぎが裕福な叔母（和泉守妻）にさまざまな物品援助を書状で依頼し、几帳・夜具・餅・菓子・盃・半挿などを送ってもらっている。また『更級日記』では菅原孝標女が物語を読みたいとねだったため、実母が脩子内親王（一条皇女）女房をしていた親戚に書状で入手を頼んでいる。

(26) 水野隆は、「道綱母もまた兼家の妻であることによつて、またその歌人的資質の高さにおいて、登子を中心に師輔の子女たちによつて形成される、文学的性情を持った交遊圏の一員に迎えられ、彼女自身も積極的に参加して行つたのではなからうか」と指摘する（『右大将道綱母の歌人

としての交遊』、『女流日記文学講座・二・蜻蛉日記』所収、勉誠社、一九九〇年）。

(27) 道長妻である源倫子と源明子との間でも、明子腹の寛子裳着のために倫子が絹を送ったり、彰子所生の敦成親王（後一条天皇）が明子の住む近衛御門（高松殿）に移ったりしている（『御堂関白記』寛弘六年（一一〇九）三月二七日、六月一六日条）。妻たちの間には、「家」の利益のために緩やかな連帯意識があったことが指摘されている（園明美「妻」たちの協力体制―夫の「家」の一員として―、同『王朝摂関期の「妻」たち―平安貴族の愛と結婚』所収、新典社、二〇一〇年）。

(28) 藤原為房と妻（源頼国女）および息子（比叡山稚児）が、稚児の師である比叡山某僧に宛てた一連の書状。延暦寺青蓮院旧蔵『不空三藏表制集』『灌頂阿闍梨宣旨官牒』『諸仏菩薩積義』紙背文書類として伝来。『不空』『灌頂』紙背書状は応徳二年（一〇八五）ころ、『諸仏』紙背書状は寛治六〇八年（一一〇九二）九四）に執筆されたと推測されている。写真版および翻刻は、久曾神昇『平安時代仮名書状の研究』（風間書房、一九六八年。増補改訂版一九九二年）、同『平安仮名書状集』（汲古書院、一九九二年）。語釈および現代語訳は、加藤静子・高橋宏幸・中川美和・竹村志津子「藤原為房妻仮名書状」試解（一）（四）（『都留文科大学大学院紀要』四〇七号、二〇〇〇）二〇〇三年）。

- (29) 拙稿「平安貴族子弟の寺院生活と初等教育―藤原為房一家の書状を中心に―」(榎本淳二編『古代中国・日本における学術と支配』所収、同成社、二〇一三年)。ただし同じ貴族官人の「妻」ではあっても、道綱母は夫兼家の職務を補助したり、家の経営に関与する内容の書状をしたためたりした形跡は乏しい。これは道綱母と夫兼家との同居期間がわずかであり、最終的に東三条第に迎えられたのは道長や詮子ら大勢の有力な子を産んだ時姫であったからであらう。道長の妻たちの場合でも、同居する倫子が頻繁に夫と行動を共にし、「夫と合体した財産の管理運営」や、使用人への「管理監督権」を持つという重要な役割を果たすのに対して、明子には「夫婦家財の管理統括的役割」はなく、公的な場に出ることもなかったと指摘されている(服藤早苗「王朝の妻たち」、『芸術新潮』四五巻四号、一九九四年)。
- (30) 吉川真司は「平安時代における女房の存在形態」(前掲註17書所収。初発表は一九九五年)において、キサキの女房の職務として取り次ぎを挙げ、「公卿はそれぞれ心よせの女房を持ち、后との意思疎通を図っていた」と指摘する。
- (31) 吉川前掲註30論文で、家の女房の職務として、「家父長・北の方の意志を内々に取り次ぐ役割を果たした」と指摘されている。
- (32) ほか『紫式部集』にも、弁のおもと(六〇)・加賀少納

言(一二四)など同僚女房との贈答が見える。

(33) たえば菅原孝標女は、「いにしへ、いみじうかたらひ、夜昼、歌など詠みかはしし人の、ありありても、いと昔のやうにこそあらね、たえずいひわたるが」のように、むかしおそらく祐子内親王(後朱雀皇女)に仕えていたころ親しくしていた同僚女房とその後も絶えず書状を交わしあっていたという(『更級日記』)。また齋院選子内親王女房であった式部が内裏に仕えるというので、同僚だった宰相が皮肉の歌を遣わし(『大齋院前の御集』一二二五)、大齋院中将は同僚だった右近が次の齋院(馨子内親王、後一条皇女)にも仕えて御禊出車に乗ると聞き批判の歌を送っている(『千載和歌集』九六九)。なお、主人同士が親しい場合、他所の女房とも文通することがあるようで、「一院(円融院)の左門のもとに」(『大齋院前の御集』一九九)、「との(道長)にさぶらひし女房を、かたらひしに、ひさしうおともせざりしに」(『赤染衛門集』四二六)などに見える。

(34) 京樂真帆子「たより」と女性のネットワーク(同『平安京都市社会史の研究』所収、塙書房、二〇〇八年。初発表は一九九七年)では、「対面して交流することが極端に少ない」という女性文化が、一方では交流手段の一つである文、手紙の機能を高めていったという側面も重視しなくてはならない。文の主要部分をなす和歌はその人の人柄と能力を知る「情報」であった。また筆跡にも個性があ

らわれ、人柄を知る「情報」となった」と指摘する。

(35) ただし妻が夫のもとにあるすべての書状を読んでよいわけではなかった。たとえば和泉式部は夫(藤原保昌か)の留守中、文箱にあった殿(藤原道長か)宛の書状をのぞき見たが、帰宅した夫から叱責されている。「大方にある文ども、殿の御物忌、お前なるほどは見えぬに、添ひたる文箱の上付の心もとなさに、端を開けて見るままに」、「ようさりまかり出でて、文見るに、『殿なりけるものを、まづ開けて』、いみじう言はれても」(『和泉式部続集』六四六・六四七)。

(36) 廣田收は『紫式部集』四番・五番歌の解釈追考―「女はらから」に対する垣間見と求婚―(廣田收・横井孝・久保田孝夫著『紫式部集からの挑発―私家集研究の方法を模索して―』所収、笠間書院、二〇一四年)において、「この当時の男と女との間の手紙が常に、一対一の形の(個人的で、秘密の)通信だけではない」と、書状の公開性や儀礼性を指摘する。

(37) 拙稿「平安貴族社会の行列―慶賀行列を中心に―」(『日本史研究』四四七号、一九九九年)。一〇世紀後半以降、慶賀者が日ごろ個人的関係を構築している家司・家人、一家、院宮・摂関・公卿などが、直接的・間接的、人的・物的に参加するようになる。

